

税目	申告期限	納税時期	納める方法(注1)
個人道民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	給与以外の所得者は3月15日(所得税の確定申告をした人は不要)	6月、8月、10月、1月(市町村によって異なる場合があります。)	普通徴収
法人道民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
道民税利子割	毎月分を翌月10日	同左	申告納入
道民税配当割	毎月分を翌月10日(注2)	同左	申告納入
道民税株式等譲渡所得割	1年分を翌年1月10日	同左	申告納入
個人事業税	3月15日(所得税の申告をした人や住民税の申告をした人は不要)	8月、11月	普通徴収
法人事業税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
地方消費税	個人事業者の確定申告は原則として3月31日	同左	申告納付
	法人の確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	同左	申告納付
不動産取得税	取得した日から30日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
道たばこ税	毎月分を翌月末日	同左	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	同左	申告納入
自動車取得税	自動車の登録、新規検査又は届出をするとき	同左	申告納付(証紙徴収)
自動車税	自動車の登録をするとき	同左(登録した翌年度以降は5月)	証紙徴収(登録した翌年度以降は普通徴収)
軽油引取税	毎月分を翌月末日	同左	申告納入(納付)
鉱区税	鉱業権の設定、変更又は移転等の登録の日から10日以内	5月(年の途中で鉱業権を設定したときは、納税通知書に定められた日)	普通徴収
道固定資産税	1月31日	4月、7月、12月、2月	普通徴収
狩猟税		狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収(注3)
核燃料税	価額割 出力割	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日	同左
		4月末日(12~2月分) 7月末日(3~5月分) 10月末日(6~8月分) 1月末日(9~11月分)	同左
循環資源利用促進税	4月末日(1~3月分) 7月末日(4~6月分) 10月末日(7~9月分) 1月末日(10~12月分)	同左	申告納入(納付)

注1：特別徴収～道（個人道民税の場合、市町村）に代わって給与の支払者などが税金を受け取り、納めます。
 普通徴収～道（個人道民税の場合、市町村）から納税通知書が送付され、その納税通知書により納めます。
 申告納入～道に代わって経営者などが税金を受け取り、納める税金を申告のうえ納めます。
 申告納付～納税者が納める税金を申告のうえ納めます。
 証紙徴収～道が発行する北海道税収入証紙により、税金を納めます。

注2：「源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割」は、1年分を翌年1月10日までに申告することになります。

注3：狩猟税は、原則として証紙徴収ですが、道においては、証紙に代えて現金により総合振興局又は振興局の納税課（税務課）で納めます。

Ⅲ-2 納める場所

次に掲げる金融機関等で納めることができます。

区分	納付場所	
金融機関	道内	すべての金融機関、郵便局、総合振興局、振興局、道税事務所
	道外	北洋銀行、北海道銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、北陸銀行（注1）、みずほ銀行（注1）、三井住友信託銀行（注1）、ゆうちょ銀行（注2）、郵便局（注2）
コンビニエンスストア（注3）	くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ナチュラルローソン、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、ローソン・スリーエフ、MMK設置店	
クレジットカード（自動車税のみ）（注4）	インターネット上のYahoo!公金支払いサイトからクレジットカード納税が利用できます。税額のほかに、システム利用料がかかります。	

注1：特定の店舗に限りです。

注2：道外のゆうちょ銀行及び郵便局で納めることもできますが、専用の納付書が必要となりますので、総合振興局、振興局又は道税事務所にご連絡ください。

注3：コンビニエンスストアで納めることができる納税通知書等は、オモテ面左下にバーコードが付いているものに限りです。

注4：Yahoo!公金支払いサイトでの納税手続には、自動車税納税通知書に記載されている「納付番号」と「確認番号」が必要です。

Ⅲ-3 口座振替制度

納税には便利な口座振替を利用しましょう。

口座振替納税とは	道税を銀行などの預金口座から水道料金などと同じように自動的に振り替えて納める制度です。	
申込みは	「申込書」に必要事項を記入・押印し、ポストに投かんしてください。	
納税は	金融機関が自動的に振替納税します。	
利用できる金融機関は	道内	すべての金融機関
	道外	北洋銀行、北海道銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行、北陸銀行（注）、みずほ銀行（注）、三井住友信託銀行（注）の店舗
領収証書は	口座振替後に領収証書に代えて「口座振替納税確認通知書」が送付されます（一部の金融機関からは領収証書が送付されます。）	
取扱手数料は	かかりません。	
口座振替の中止は	ご連絡いただければ、早急に手続をします。	

注：一部の店舗を除きます。

自動車税の口座振替納税について

一度手続をすると、買い換え等により新たに自動車を所有した場合でも、納税義務者の住所及び氏名が同一の場合は、再度「申込書」を提出することなく口座振替納税が継続されます。

Ⅲ-4 延滞金・加算金

● 延滞金

税金を納期限までに納めない場合に、納期限の翌日から納税の日までの間、税額に次の割合を乗じた金額がかかります。

期 間	平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成30年1月1日から
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	2.8%	2.7%	2.6%
上記の日以後、納税の日まで	9.1%	9.0%	8.9%

● 加算金

道民税利子割、道民税配当割、道民税株式等譲渡所得割、法人事業税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び循環資源利用促進税について、申告しなかった場合などにかかるもので、次の3種類があります。

区 分	内 容	納 め る 額	
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が事実より少なかったため、後日修正の申告をしたり、増額の更正を受けた場合	不足税額 × 10%	
	不足税額が、期限内に申告して納めた税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合	不足税額 × 10% + 超える部分 × 5%	
不申告加算金	期限後に申告した場合	納めるべき税額 × 5%	
	申告しなかったため、決定の処分を受けた場合	納めるべき税額 × 15% (※)	
	納める税額が50万円を超える場合	納めるべき税額 × 15% (※) + 超える部分 × 5%	
重 加 算 金	二重帳簿をつくるなど故意に税をまぬがれようとした場合	期限内に申告している場合	不足税額 × 35% (※)
		期限内に申告していない場合	不足税額 × 40% (※)

※ 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を課される場合には、当該加算金の割合に10%加重されます。

Ⅲ - 5 納税者の権利の救済

● 更正の請求

申告書を提出したあとに税額が過大であったことなどが判明したときは、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる税目	法人道民税、道民税利子割、道民税配当割、道民税株式等譲渡所得割、法人事業税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、循環資源利用促進税及び核燃料税
請求できる期間	法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、法定納期限から5年を経過した日以後であってもその理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内は請求できます。）

● 道税に関する審査請求

道税に関して、総合振興局長などが行った処分又は納税者の申請に対する総合振興局長などの不作為については、審査請求をすることができます。

▶ 処分についての審査請求

総合振興局長などが行った道税の課税、徴収などの処分が違法又は不当であるとして、その取消しを求める場合は、知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求ができる期間	原則として、その処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3月以内です。
審査請求の手続	知事あての所定の審査請求書（正副2通）を、処分をした総合振興局長、振興局長又は道税事務所長を経由して提出するようにしてください。

▶ 不作為についての審査請求

総合振興局長などに対し道税の減免や徴収猶予などを申請したにもかかわらず、相当の期間を経過しても回答がない場合は、知事に対して審査請求をすることができます。

Ⅲ-6 納税の猶予・税の減免制度

道税をその納期限までに納めないときには、納めるまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納めないときには、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、道税を一時に納めることが困難な理由があるときには、道税の徴収や換価（売却）の猶予又は減免の手続きができますので、総合振興局、振興局又は道税事務所（個人道民税については市町村）に申請をしてください。

● 納税の猶予

要件	<p>■徴収の猶予 ～災害等による場合～ 次のいずれかに該当する事実があり、道税を一時に納めることができないと認められるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人の財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと ② 本人や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと ③ 事業者がその事業を廃止し、又は休止したこと ④ 事業者がその事業につき、著しい損失を受けたこと ⑤ その他①から④に類する事実があったこと <p>～課税の遅延による場合～ 法定納期限（随時課税の場合は、課税できることとなった日）から1年を経過した日以後に納めるべき道税の額が確定した場合において、その道税を一時に納めることができない理由があると認められたとき</p> <p>■換価の猶予 次の要件のすべてに該当し、道税を一時に納めることができないと認められるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道税を納めることについて誠実な意思があること ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと ③ 事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること
猶予の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年の範囲内 （申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く道税を完納することができると認められる期間に限りです。） ・換価の猶予を受ける場合は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。 ・延滞金は、猶予期間中、次の額が免除されます。 免除対象期間に対応する延滞金のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える金額（理由によっては、全額免除される場合もあります。）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収・換価猶予（期間延長）申請書 ・財産目録及び収支の明細書 （猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、財産収支状況書） ・担保提供書及び担保の提供に関する書類 （猶予を受けようとする金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。） ・災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合） （罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など）

※ 法人事業税（外形標準課税）、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び循環資源利用促進税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

● 災害による税の減免

災害等によって、財産等に著しい損害を受けた場合には、その損害の程度に応じて税の減免が行われます。ただし、個人の道民税、事業税については、一定の所得を超えるものは適用されません。

Q & A

Q 1 (納税通知書をなくした場合)

納税通知書をなくしてしまったのですが、納めるにはどうしたら良いですか。

A 総合振興局、振興局又は道税事務所で直接納めることができるほか、電話等での連絡があれば、納付書を送付することもできます。

詳しくは、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

Q 2 (納期限を過ぎてしまった場合)

納期限を過ぎてしまったのですが、手元にある納付書で納められますか。

A 納期限を過ぎても、お手元の納税通知書等の納付書により、最寄りの金融機関等で納めることができます。

なお、納期限を過ぎた場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、延滞金が増加されることがありますので、この場合には、後日送付する延滞金分の納付書により納めてください。延滞金の計算方法等については、40ページの「延滞金」をご覧ください。

Q 3 (納期限までに納めることができない場合)

納期限までに納めることができないのですが、どうしたら良いですか。

A 税金は納期限までに納めていただかなければなりません。やむを得ず納期限までに納められない事情があるときは、分割納税などのご相談にも応じていますので、お早めに総合振興局、振興局又は道税事務所にご相談ください。

また、インターネットでも納税相談を受け付けていますので、ご利用ください。

Q 4 (自動車税の口座振替納税：口座残高が不足の場合)

口座の預金残高不足等で振替ができなかった場合、どうなりますか。

A 後日送付する納付書で納めてください。

なお、口座振替納税の振替日後に口座へ入金しても再振替は行いませんのでご了承ください。

また、3年間続けて口座振替納税ができなかったときは、口座振替納税の手続を停止させていただく場合があります。

Q 5 (自動車税の口座振替納税：納税通知書が未着の場合)

納税通知書が届いていませんが、口座振替はどうなりますか。

A 引越などにより納税通知書が届かない場合は、口座振替納税にはなりません。

金融機関等で納めることのできる納税通知書を送付しますので、変更後のご住所を札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課 (TEL:011-746-1197) までご連絡ください。

なお、住所変更手続が終了しましたら、翌年度は今までどおり口座振替納税となります。

Q 6 (自動車の抹消登録と自動車税の還付1)

自動車の抹消登録をすると、納めた自動車税が還付されると聞いたのですが、何か手続が必要ですか。

A 運輸支局において自動車の抹消登録をされると、抹消した月の翌月から月割りで自動車税が減額(還付)になりますので、特に手続の必要はありません。

ただし、車検証の住所と現住所が異なるとき、又は預貯金口座への振込を希望される時(「自動車税減額通知書」の通知日から10日以内に申出が必要)は、総合振興局、振興局又は道税事務所にご連絡ください。

還付金の受取は、便利な口座振込をぜひご利用ください!

Q 7 (自動車の移転登録と自動車税の還付2)

自動車を友人に譲渡し移転登録を行いました。自動車税は還付されますか。

A 自動車税は、4月1日現在、自動車の所有者(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、使用者)として自動車検査証(車検証)に記載されている方に課税される税金です。このため、年度の途中で移転登録をしても、減額にはなりませんので、自動車税は還付されません。